

議案第 30 号

三朝町簡易水道等給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 3 月 8 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等給水条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等給水条例（平成 9 年三朝町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第 3(第 25 条関係) 給水料金表				別表第 3(第 25 条関係) 給水料金表			
口径 (ミ リ メー トル)	基本水 量 (立方 メー トル)	基本料 金 (円)	超過料 金 1 立方 メー トルにつ き (円)	口径 (ミ リ メー トル)	基本水 量 (立方 メー トル)	基本料 金 (円)	超過料 金 1 立方 メー トルにつ き (円)
13	10	600	<u>120</u>	13	10	600	<u>90</u>
20	20	<u>1,800</u>	<u>135</u>	20	20	<u>1,500</u>	<u>100</u>
25	25	2,880	<u>135</u>	25	25	2,880	<u>100</u>
30	30	3,900	<u>135</u>	30	30	3,900	<u>100</u>
40	40	5,460	<u>135</u>	40	40	5,460	<u>100</u>
50	50	9,000	<u>135</u>	50	50	9,000	<u>100</u>
営農用水栓については、給水料金は徴収しない。				営農用水栓については、給水料金は徴収しない。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町簡易水道等給水条例別表第3の規定は、平成19年5月使用分としての算定に係る料金から適用し、同月使用分前の分としての算定に係る料金については、なお従前の例による。